

受理官庁 C L	国立工業所有権機関 (チリ)	附属書 C C L
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	チリ	
国際出願の作成に用いることができる言語	スペイン語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	スペイン語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{2, 3}	認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める ⁴ 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁，韓国知的所有権庁，国立工業所有権機関（チリ），スペイン特許商標庁又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁 ⁵ ，韓国知的所有権庁，国立工業所有権機関（チリ） ⁶ ，スペイン特許商標庁又は米国特許商標庁 ⁶	

[次頁に続く]

- 1 出願人は、選択した管轄国際調査機関によって、対応する言語による翻訳文（附属書D参照）を提出しなければならない場合がある（P C T規則12.3）。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、W I P O標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である（2009年5月14日付公示（P C T公報）79頁参照）。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2014年12月4日付公示（P C T公報）190頁以降参照。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁若しくはスペイン特許商標庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 6 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

C L	国立工業所有権機関 (チリ) (続き)	C L
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：チリ・ペソ (CLP)	
送付手数料	USD ⁷ 130 に相当する CLP の額	
国際出願手数料 ⁸	USD ⁷ 1,453 に相当する CLP の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁸	USD ⁷ 16 に相当する CLP の額	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	USD ⁷ 218 に相当する CLP の額	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	USD ⁷ 328 に相当する CLP の額	
調査手数料	附属書D (CL), (EP), (ES), (KR) 又は (US) 参照	
優先権書類の手数料	CLP 9,000	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	USD ⁷ 400 に相当する CLP の額	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がチリに居住している場合 要, 出願人がチリの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	チリに居住している自然人又は法人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は, 別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか?	していない	
受理官庁は, 包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか?	していない	

⁷ USDに相当するCLPの額を計算するとき, 出願人は支払日の前日においてThe Central Bank of Chileが定めた為替レートを使用すべきである。

⁸ この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。